

意見書

よしいけこども園 園長 殿

園児氏名 _____

該当疾患に ○	疾患名	登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日 を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱 （プール熱・アデノウイルス感染症）	主な症状が消失した後2日を経過するまで
	流行性角結膜炎 （はやり目・アデノウイルス感染症）	症状が消失して、感染のおそれなくなるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌（O157など）	医師により感染のおそれがないと認められるまで

上記の疾患で _____ 年 _____ 月 _____ 日から病状も回復し、現在の症状が他児への感染のおそれがないと判断したので、登園可能と判断します。

証明日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関 _____

医師名 _____

印又はサイン _____

※かかりつけ医の皆さまへ

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」をこども園に提出してください。